

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 2
- 指定障害福祉サービス事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 8
- 指定地域密着型サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 9
- 指定地域密着型サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 10

### ◇ 公 告

- 道路位置の指定【建築都市局指導部建築審査課】 11
- 大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】 12
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局健康医療部保険年金課】 16

北九州市告示第 293 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 30 年 6 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで  
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号  
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	1 台	平成 30 年 5 月 1 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番 西海岸自転車保管所
	3 台	平成 30 年	

		5月7日	
	2台	平成30年 5月17日	
	2台	平成30年 5月28日	
J R 小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	29台	平成30年 5月9日	北九州市小倉北区青葉二丁 目1番 青葉自転車保管所
	34台	平成30年 5月17日	
	19台	平成30年 5月25日	
J R 西小倉駅周辺地区 自転車放置禁止区域	12台	平成30年 5月22日	
小倉北区自転車放置禁 止区域外	1台	平成30年 5月1日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
	1台	平成30年 5月8日	
	3台	平成30年 5月15日	
	3台	平成30年 5月16日	
	1台	平成30年 5月17日	

	1台	平成30年 5月21日	
	1台	平成30年 5月22日	
	4台	平成30年 5月23日	
	1台	平成30年 5月24日	
	1台	平成30年 5月28日	
	3台	平成30年 5月29日	
	1台	平成30年 5月30日	
モノレール徳力嵐山口 停留場周辺地区自転車 放置禁止区域	1台	平成30年 5月1日	北九州市小倉南区八重洲町 16番 八重洲自転車保管所
	1台	平成30年 5月14日	
	1台	平成30年 5月24日	
	2台	平成30年 5月29日	
小倉南区自転車放置禁 止区域外	9台	平成30年 5月1日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番

			下城野自転車保管所
	2台	平成30年 5月8日	
	2台	平成30年 5月9日	
	2台	平成30年 5月14日	
	7台	平成30年 5月15日	
	1台	平成30年 5月16日	
	2台	平成30年 5月21日	
	6台	平成30年 5月23日	
	6台	平成30年 5月25日	
	7台	平成30年 5月28日	
	54台	平成30年 5月29日	
	1台	平成30年 5月30日	
J R 若松駅周辺地区自	5台	平成30年	北九州市若松区響南町8番

転車放置禁止区域		5月16日	小石自転車保管所
若松区自転車放置禁止区域外	1台	平成30年 5月21日	
	3台	平成30年 5月25日	
八幡東区自転車放置禁止区域外	3台	平成30年 5月16日	北九州市八幡西区築地町10番 築地自転車保管所
	2台	平成30年 5月24日	
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	5台	平成30年 5月10日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	5台	平成30年 5月23日	北九州市八幡西区長崎町2番 長崎町自転車保管所
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	15台	平成30年 5月15日	
八幡西区自転車放置禁止区域外	2台	平成30年 5月1日	北九州市八幡西区築地町10番 築地自転車保管所
	7台	平成30年 5月16日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	10台	平成30年 5月24日	北九州市戸畑区三六町13番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	6台	平成30年 5月11日	

戸畑区自転車放置禁止 区域外	2台	平成30年 5月1日
	1台	平成30年 5月10日
	1台	平成30年 5月21日

北九州市告示第294号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成30年6月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

指定障害福祉サービス事業者（生活介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
北九州市立門司障害者地域活動センター 北九州市門司区大字畑1808番地	社会福祉法人あすなろ学園 北九州市小倉南区大字新道寺1100番地1 理事長 大友征子	知的障害者	4017600026

2 指定年月日

平成30年4月1日



北九州市告示第 295 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 1 第 1 号の規定により次のとおり告示する。

平成 30 年 6 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
40902 00207	デイサービス 縁埜家	北九州市若松区 東畑町 1 番 4 2 号	有限会社おも やいの家	平成 30 年 6 月 1 日

北九州市告示第 296 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

平成 30 年 6 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40707 05597	デイサービス 雫 黒崎	北九州市八幡西 区陣山二丁目 2 番 1 号	株式会社紅葉	平成 30 年 5 月 3 1 日
40705 04883	デイサービス 一日笑日	北九州市小倉南 区舞ヶ丘三丁目 8 番 3 2 号	株式会社チー ムサポートケ ア	平成 30 年 5 月 3 1 日
40707 04442	デイサービス じょいらいふ	北九州市八幡西 区相生町 6 番 6 号	有限会社翔貴	平成 30 年 5 月 3 1 日
40707 05472	デイサービス まめの木	北九州市八幡西 区楠橋東一丁目 5 番 4 8 号	有限会社幸	平成 30 年 5 月 3 1 日

2 地域密着型介護老人福祉施設

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40941 00031	アネックス 恵昭園	福岡県糟屋郡須 恵町大字上須恵 1 1 2 番地 3	社会福祉法人 恵徳会	平成 30 年 4 月 3 日

北九州市公告第407号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定年月日及び指定番号

平成30年6月15日 第754801号

2 申請者の住所及び氏名

北九州市小倉北区三郎丸三丁目12番12号

株式会社アンサー倶楽部 代表取締役 三谷俊介

3 指定した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市小倉南区蜷田若園三丁目529番1	4.22	27.51

北九州市公告第408号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成30年6月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

リバーウォーク北九州

北九州市小倉北区室町一丁目1番1号

2 大規模小売店舗を設置する者

北九州紫川開発株式会社

北九州市小倉北区室町一丁目2番11号

代表取締役社長 大関達也

ラオックス株式会社

東京都港区芝二丁目7番17号住友芝公園ビル

代表取締役社長 羅 怡文

福岡地所株式会社

福岡市博多区住吉一丁目2番25号

代表取締役社長 榎本一郎

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社シティーヒル

東京都渋谷区新宮前六丁目23番3号第9SYビル7階

代表取締役 中田 勉

他121者

(2) 変更後

株式会社里山商会

福岡県京都郡苅田町神田町一丁目4番18号2階

代表取締役 吹上絃子

他 100 者

4 変更の年月日

平成 29 年 12 月 20 日

5 変更する理由

小売業者の新規入店のため

6 届出年月日

平成 30 年 5 月 28 日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成 30 年 6 月 15 日から同年 10 月 15 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 30 年 10 月 15 日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第409号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成30年6月15日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
セントシティ北九州  
北九州市小倉北区京町三丁目1番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
北九州都心開発株式会社  
北九州市小倉北区京町三丁目1番1号  
代表取締役 古賀 渡  
他22者
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者
    - ア 変更前  
北九州都心開発株式会社  
北九州市小倉北区京町三丁目1番1号  
代表取締役 古賀 渡  
他22者
    - イ 変更後  
北九州都心開発株式会社  
北九州市小倉北区京町三丁目1番1号  
代表取締役 古賀 渡  
他22者
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
株式会社コレット井筒屋  
北九州市小倉北区京町三丁目1番1号

代表取締役社長 白石 亮

他 3 6 者

イ 変更後

株式会社コレット井筒屋

北九州市小倉北区京町三丁目 1 番 1 号

代表取締役社長 白石 亮

他 3 2 者

4 変更の年月日

平成 3 0 年 6 月 8 日

5 変更する理由

営業施策上の理由のため

6 届出年月日

平成 3 0 年 6 月 8 日

7 縦覧場所

( 1 ) 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

( 2 ) 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成 3 0 年 6 月 1 5 日から同年 1 0 月 1 5 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 3 0 年 1 0 月 1 5 日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

( 1 ) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

( 2 ) 住所又は所在地

( 3 ) 連絡先電話番号

( 4 ) 大規模小売店舗の名称及び所在地

( 5 ) 意見

## 北九州市公告第410号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年6月15日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

小倉北区役所国保年金課窓口等業務委託 一式

(2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結日から平成33年9月30日まで

(4) 履行場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所庁舎

(5) 入札方法 落札者の決定は、総合評価競争方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類及び入札書（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

(3) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。



(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年7月5日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

### 4 総合評価のための書類の提出場所等

#### (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市保健福祉局健康医療部保険年金課

イ 日時 公告の日から平成30年7月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 北九州市保健福祉局健康医療部保険年金課ホームページ（<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/honenkin.html>）からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申請書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成30年7月5日の午後5時までに競争参加の申請書を北九州市保健福祉局健康医療部保険年金課に提出しなければならない。

(4) 入札説明会 入札説明会は実施しない。

(5) 郵送による場合の総合評価のための書類の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成30年7月24日午後5時までに必着のこと。

#### (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 平成30年7月25日午後3時

### 5 その他

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

#### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札仕様書記載の入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札

エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

ア 物品等の調達における総合評価競争方式試行要領第3条及び第4条に定めるとおり、入札及び開札にて入札者に総合評価のための書類をもって申込みをさせ総合評価を行い、総合評価の方法によって得られた総合評価点数の最も高いものを落札者とする。

イ 詳しくは入札説明書による。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市保健福祉局健康医療部保険年金課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2415

6 Summary

(1) Commissioning of Counter Business of National Health Insurance and Pension Division, Kokurakita Ward Office

(2) Deadline of Tender(in person)

3:00p.m. on July 25, 2018

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m. on July 24, 2018

(4) For further information, please contact:  
National Health Insurance and Pension Division,

Public Health and Welfare Bureau,  
City of Kitakyushu